

仕 様 書

1. 件 名

トナーカートリッジ他（キヤノン）の購入（単価契約）

2. 目 的

プリンタ等で使用するトナーカートリッジ他の調達を目的とする。

3. 品目、規格及び予定数量

- （１）別紙１のとおりとする。
- （２）リサイクル品の納入は国内純正品に替えることも可とする。
- （３）国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
対象品については、規定する最新の基本方針に適合する製品であること。

4. 納入期間

契約締結日 ～ 令和８年３月３１日

5. 納入場所

別紙２のとおり

6. 発注及び納入方法

- （１）発注は別紙２に示す発注部局ごとに行うものとし、発注部局は発注書を発注月の１０日までに受注者に送付する。なお、１０日が休日等の場合は、その翌営業日とする。
- （２）発注回数及び納入場所については、別紙２のとおりとする。
- （３）受注者は、発注書に基づき、発注月の月末までに納入すること。なお、納入期日が休日等の場合は、その前営業日までとする。
- （４）納品については、官署あてとするが、次の官署については、課官（室）ごとに仕分けを行いそれぞれに納品すること。
気象庁（本庁）、気象衛星センター、東京管区气象台（本台）
- （５）気象庁（本庁）については、納品の際に地下１階の搬入口を使用すること。地下１階は車高制限（2.85m）があり、2t 車までのサイズであれば搬入可能である。
また、納品の５日前までに別紙３の「工事・作業届出書」を納品先担当者に提出すること。
- （６）納入する際は、納入先担当者に納品書を提出し、検収を受けること。
ただし、課官（室）ごとに納品する官署については、課官（室）ごとに納品書を提出すること。
- （７）特に指定する場合を除き、納入は原則として官庁執務時間内に行うものとし、この時間外に納入を行う場合は、その都度納入先担当者の

許可を得ること。

- (8) 緊急の発注や追加の発注などがあった場合には、可能な範囲で対応すること。

7. 請求及び支払方法

請求書は、別紙2の発注部局ごとに提出することとし、支払いも当該発注部局がそれぞれ行う。

8. 連絡及び指示事項

- (1) 気象庁、気象衛星センター及び東京管区気象台を代表して、東京管区気象台が契約手続きを行う。

- (2) リサイクル品を納入する場合は、以下の条件を満たすこと。なお、満たさない場合は、国内純正品（純正リサイクル品を含む。）を納入すること。

(ア)「ISO14001」、「ISO9001」及び「STMC」を認証取得している工場において製造されたリサイクル品であること、または(イ)「E&Qマーク」を取得したものであること。

- (3) 別紙1に示す数量は、納入期間における予定数量であり、発注を保証するものではない。

- (4) 納品時に使用済みトナーを受注者負担で回収すること。

- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定める。

- (6) 同等品で納品しようとする場合は、当該商品の詳細仕様がわかる資料（カタログの写し等）を提出し担当者の了承を得ること。

同等品申請締切：見積提出期限日の5営業日前の17時までとする。

9. 保証

- (1) 受注者は、納入物品の性能等に関して引渡し後1年間保証すること。

- (2) 機器にリサイクルトナーが原因と思われる不具合が発生した場合は、直ちに他の良品を送付し不具合を解消することとし、原因調査のうえ報告書を発注部局の担当者あて提出し承認を得ること。

- (3) 上記(2)により不具合が解消しない場合は、発注部局の担当者の指示に従い、メンテナンス業者と協力し直ちに修理を行うこと。修理報告書のなかで不具合原因がリサイクルトナーとの記載であれば、受注者が責任をもって保証すること。なお、修理報告書の記載内容については、受注者とメンテナンス業者において協議することとし、発注者への異議申し立ては行えない。

- (4) 機器の不具合により使用できない期間について、業務に支障をきたさないよう速やかに代替機を入れる等の措置を講ずること。

- (5) 上記(2)～(4)に係る一切の経費は受注者の負担とする。

10. 提出書類

次の書類について、入札説明書に定める期日までに 8.(1) の契約手続きを行う発注部局の担当者に提出すること。

「8.(2) ア、イ」を証明する書類（証明書の写）

【トナー（キヤノン）】

No.	品 目	規 格	純 正 品	気 象 庁								気象衛星センター		東京管区气象台		合計	備考
				1	2	3	4	5	6	計	7	計	8	計			
				本庁	測器	数値	高層	地磁気	大学校		衛セ		名古屋				
1	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-335YEL				1				1		0		0	1	
2	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-335CYN		1		1				2		0		0	2	
3	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-335BLK				1				1		0		0	1	
4	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-335MAG				1				1		0		0	1	
5	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-502BLK			1					1		0		0	1	
6	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-519		3						3		0		0	3	
7	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ	CRG-502LBLKDRM	○		1					1		0		0	1	
8	事務用消耗品	キヤノン 廃トナーボックス	WT-98B	○		1					1		0		0	1	
9	事務用消耗品	キヤノン インクタンク	BCI-380XLPGBK (JIT-C380BXL)		2						2		0		0	2	
10	事務用消耗品	キヤノン インクタンク	BCI-381XLBK (JIT-C381BXL)		2						2		0	1	1	3	
11	事務用消耗品	キヤノン インクタンク	BCI-381XLC (JIT-C381CXL)		2						2		0		0	2	
12	事務用消耗品	キヤノン インクタンク	BCI-381XLM (JIT-C381MXL)		2						2		0	1	1	3	
13	事務用消耗品	キヤノン インクタンク	BCI-381XLY (JIT-C381YXL)		2						2		0	1	1	3	
14	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-051		3	1					4		0	1	1	5	
15	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-054 BLK	○	3						3	3	3		0	6	
16	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-054 YEL	○	3						3	3	3		0	6	
17	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-054 MAG	○	3						3	3	3		0	6	
18	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-054 CYN	○	3						3	3	3		0	6	
19	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-326			1					1		0		0	1	
20	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	508 II		2						2		0		0	2	
21	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-041							2	2		0		0	2	
22	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-067H BLK	○	7						7		0		0	7	
23	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-067H YEL	○	7						7		0		0	7	
24	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-067H MAG	○	7						7		0		0	7	
25	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-067H CYN	○	7						7		0		0	7	
26	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-059 YEL	○					3		3		0		0	3	
27	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-059 MAG	○					3		3		0		0	3	
28	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-059 CYN	○					3		3		0		0	3	
29	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-059 BLK	○					3		3		0		0	3	
30	事務用消耗品	キヤノン 回収トナーボックス	WT-C1	○					1		1		0		0	1	
31	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-062VP	○					2		2		0		0	2	
32	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-057	○		1					1		0		0	1	
33	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-502YEL	○			1				1		0		0	1	
34	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-502CYN	○			1				1		0		0	1	
35	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	CRG-502MAG	○			1				1		0		0	1	
36	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ	CRG-502LYELDRM	○			1				1		0		0	1	
37	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ	CRG-502LCYNDRM	○			1				1		0		0	1	
38	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ	CRG-502LMAGDRM	○			1				1		0		0	1	
39	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	059H ブラック大容量	○	1						1		0		0	1	
40	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	059H イエロー大容量	○	1						1		0		0	1	
41	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	059H シアン大容量	○	1						1		0		0	1	
42	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ	059H マゼンタ大容量	○	1						1		0		0	1	
	合 計				63	3	9	4	15	2	96	12	12	4	4	112	

※「○」は純正品とする

「空欄」はリサイクルトナーとする

発注部局	発 注 回 数			納 入 場 所			
	年11回	年4回	年3回	官 署 名	郵便番号	住 所	電話番号
	5～3月	6, 9, 12 月	6, 10, 1 月				
気 象 庁	○			1 気象庁	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9	03-6758-3900
		○		2 気象測器検定試験センター	305-0052	茨城県つくば市長峰1-2	029-851-4121
		○		3 数値予報開発センター	305-0052	茨城県つくば市長峰1-2	029-851-4782
		○		4 高層気象台	305-0052	茨城県つくば市長峰1-2	029-851-4125
		○		5 地磁気観測所	315-0116	茨城県石岡市柿岡595	0299-43-1151
		○		6 気象大学校	277-0852	千葉県柏市旭町7-4-81	04-7144-7185
セ ン タ ー 衛 星		○		7 気象衛星センター	204-0012	東京都清瀬市中清戸3-235	042-493-4964
東 京 管 区 気 象 台			○	8 名古屋地方気象台	464-0039	愛知県名古屋市千種区日和町2-18	052-751-5577

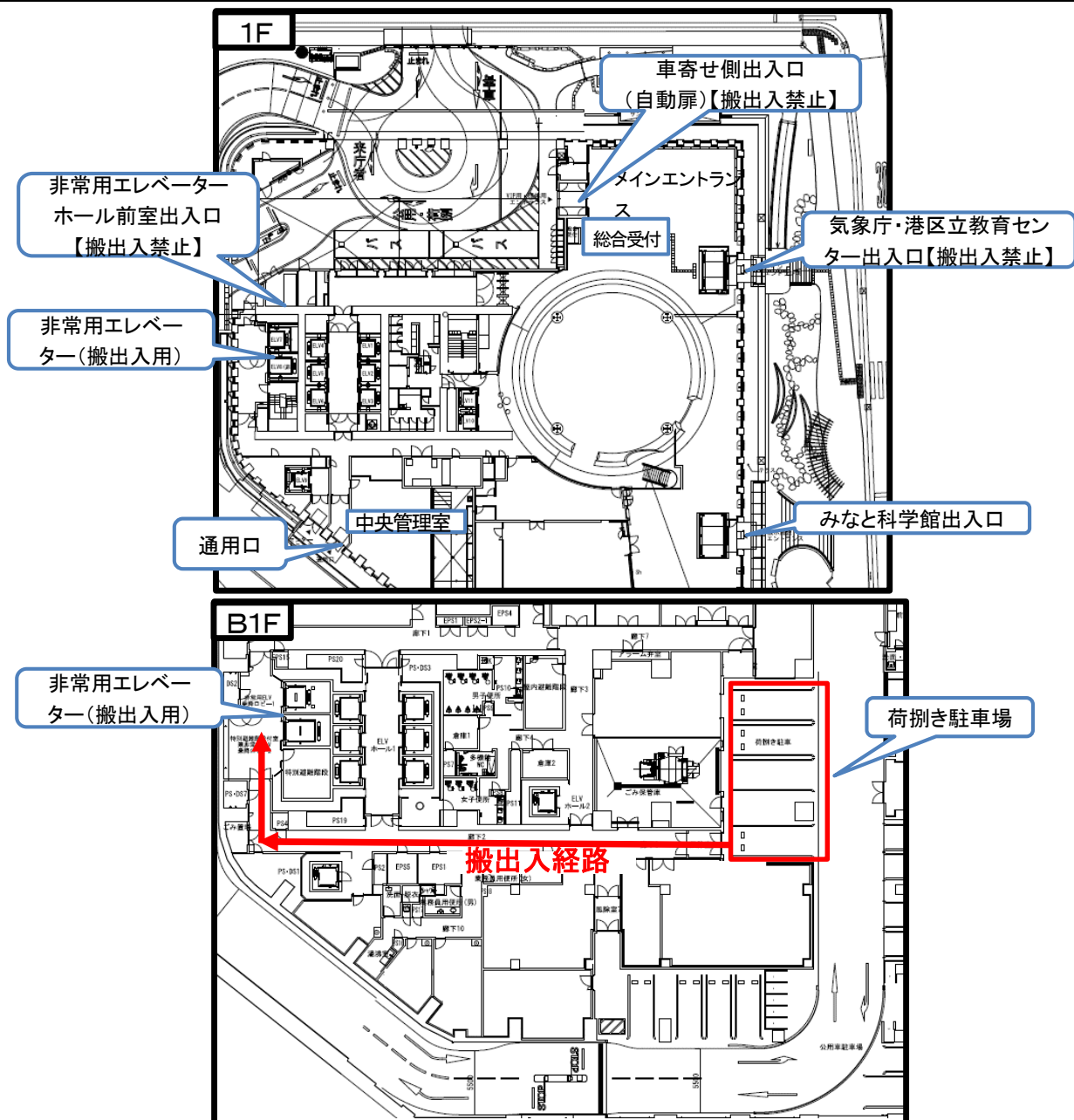
工 事 ・ 作 業 届 出 書				
				提出日
中央管理室 御中				
申請部署 氏 名				内線
工事・作業日	※施工・作業日の3営業日前までに提出 ～			・長期の場合は、1週 間程度分ごとに提出 ・別紙に参考資料添
時 間	～			
扉解錠依頼 場所、時間	※階数、エレベーターホール、執務室名、E P S 等具体的に記入。			
作業、開錠時間 の延長、終了	作業時間、開錠時間を延長したいとき、作業が終了したとき 担当職員を通じて、中央管理室あて連絡 03-3434-1190（内線6909）			
工事・作業内容	※火気・有機溶剤・ドリル・インパクトドライバー等の使用、アンカー固定の有・無等も記載 （プラネタリウム上映時間は音が響く作業は不可） ※電気関係の作業がある場合は、必ず内容を記載（適宜資料添付）			
工事・作業者	会 社 名			
	住 所			
	責 任 者	所属部署等	氏名	電話番号：携帯又は会社
	作業者名	計●名 多人数の場合、作業員名簿のシートに記載		
使用車両	※メーカー、車名、t 数、ナンバー、台数を記入 ※直前まで決まらない場合は見込みで記入し一旦メール送信。当日窓口へ最新の紙版を提出			
ELV専用運転依頼	～			
火報停止依頼	～			
腕章番号	～			
指示事項				
備 考				
確 認 欄	気象庁		港区立教育センター	
	所属		所属	
	氏名		氏名	
	内線		内線	

【裏面の注意事項をよくお読みください。】

※印刷時は、両面・モノクロとしてください。

【注意事項】

- ・ 本届出書は、担当部署で内容を確認したうえ、中央管理室に提出してください。
- ・ 作業者は、毎日、中央管理室窓口にて入館手続きを行なってください。
その際、本届出書を印刷したものをご持参ください。
- ・ 作業責任者は、施工期間中必ず立会い、事故が発生した場合は救命措置を優先したうえで、中央管理室及び担当部署に直ちに連絡してください。
- ・ B 1 F 荷捌き駐車場及びB 2 F 来庁者用駐車場内でのアイドリングは禁止です。
- ・ 車高については B 1 F (荷捌) 2.85mまで B 2 F 2.1m の高さ制限があります。
- ・ 搬出入は原則として、B 1 F (荷捌)→非常用(人荷)エレベーターのルートで行ってください。
1 F 車寄せの自動扉及び非常用エレベーターホール前室からの搬出入はできません。
- ・ 重量物の搬出入時は、床の保護のためプラスチックベニヤ(青ベニヤ)で養生してください。
- ・ その他必要と思われる箇所の養生は、担当部署等の指示に従って行なってください。
- ・ 当該施設の敷地内及び周辺路上は、すべて禁煙です。
港区指定喫煙場所
→<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyo-machi/kankyo/tobacco/index-02.html>
- ・ 入館の際は、特に汚れを意識してください。壁床等は基本、白を基調としていますので、通常より汚れやすく、汚れが目立ちます。皆様の更なるご協力をお願い致します。



作 業 員 名 簿

別紙4

工事・作業日
工事・作業内容
工事・作業社名

～

番号	所属社名等	氏 名	責任者	携帯番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

- ※ 本名簿は、工事・作業届と共に、3営業日前までに提出してください。
当日は、お手数ですが印刷したものをご持参ください。
- ※ 直前まで作業員が決まらない場合は、当日印刷してご持参ください。
- ※ 現場責任者の方は、「責任者」欄に○を記入してください。
- ※ 現場責任者若しくは代理の方は、携帯番号を記入してください。

契約書 (案)

支出負担行為担当官 東京管区気象台長 水野 孝則（以下「発注者①」という。）、支出負担行為担当官 気象庁総務部長 小林 豊（以下「発注者②」という。）支出負担行為担当官 気象衛星センター所長 西尾 利一（以下「発注者③」という。）、発注者①、発注者②、発注者③（以下「発注者等」という。）と、（以下「受注者」という。）は、下記のとおり契約を締結する。

案件名称	トナーカートリッジ他（キヤノン）の購入（単価契約）
品名・物件名	仕様書のとおり
数量（単位）	仕様書のとおり
仕様	仕様書のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和08年03月31日
納入場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	検査合格後、1ヶ月分をとりまとめ支払。 契約金額は予定金額である。 単価は別紙のとおり。 各回、納入期日は仕様書のとおり。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、発注者等の代表の発注者①と受注者が各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者①) 東京都清瀬市中清戸 3－2 3 5

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 水野 孝則

(発注者②) 東京都港区虎ノ門 3－6－9

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小 林 豊

(発注者③) 東京都清瀬市中清戸 3－2 3 5

支出負担行為担当官

気象衛星センター所長 西尾 利一

(受注者)

(契約の内容)

第1条 契約の内容は仕様書及び契約書のとおりとする。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議のうえ変更することが出来る。

第2条 仕様書に明記しない事項であっても、納入上必要を欠くことができないものが生じたときは、発注者の指示に従い契約金額内において実施すること。

第3条 契約単価は変更することができない。ただし、経済界の急激な変動、仕入価格の高騰等その他やむを得ないときは、発注者①と受注者とが協議の上、変更することが出来る。もし、協議が成立しないときは発注者①の意志に従うものとする。

(納入期限及び延滞料)

第4条 購入物品の納入は、期限内に履行しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者、受注者協議のうえ、延期することができる。この場合、受注者は購入物品の納入の遅延が予想されたときは、すみやかに発注者に協議を求めなければならない。

2 前項の協議は、文書をもって行うものとする。

第5条 前条の履行完了日は、第9条の検査を完了した日とする。

第6条 受注者が発注者の認める正当な理由なくして納入を遅らせたときは、発注者は納入期限の翌日から起算して納入完了当日まで、契約金額に対し年3%の割合で延滞料を徴収する。

2 分割納入の場合は、契約単価に、遅延した数量を乗じたものを、延滞料の計算の根拠とする。

(物品納入費用等)

第7条 物品の納入に要する一切の費用は、発注者等が負担する特約をした場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(検査)

第8条 発注者は、契約の履行について検査を行わなければならない。

第9条 発注者は、受注者から履行完了の届け出を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。

第10条 前条の検査には、受注者も立ち会わなければならない。

第11条 第8条に規定する検査に、発注者が通知したにもかかわらず、受注者が立ち会わないときは、発注者は単独に検査を実施し、その結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の場合には、発注者の検査結果に対して、受注者は不服を述べることができない。

第12条 検査前の納入物品の亡失き損は、受注者の責任とする。ただし、発注者の検査が所定期日以上に遅延したことにより生じたものについては、発注者がその責めを負う。

第13条 検査の結果、物品納入の全部若しくは一部に不合格品を生じたときは、発注者は受注者に対し、すみやかに不合格品を引き取らせ、代品（補修可能な場合は補修によるものを含む。次項において同じ。）の履行期限を定め通告しなければならない。

2 前項により通告した期限（以下「通告期限」という）に遅れたものに対する延滞料については、第6条の規定を準用する。この場合の期間の計算は、通告期限の翌日から起算し

て代品納入の当日までとする。ただし、発注者において、受注者が故意に不合格品を納入したと認めたときは、頭書記載の履行期限の翌日から起算する。

(代金支払方法及び遅延利息)

第14条 受注者は、第8条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って代金の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

第15条 発注者の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任)

第16条 受注者は、発注者に納入した購入物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替品の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又これに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(保証)

第17条 納品完了後、明らかに納入上に起因する故障または不具合が生じた場合は、受注者の責任において、直ちに修復すること。

(危険負担)

第18条 物品の検収以前に生じた物品の亡失、変形、消耗、破損等による損失は全て受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失による場合はこの限りではない。

(発注者の任意解除権)

第19条 発注者は、目的物の納品が完了するまでの間は、次条又は第21条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照ら

して軽微であるときは、この限りでない。

- 一 契約締結に際し、受注者に不正があったとき。
- 二 受注者の責めに帰する事由により、発注者において契約完了の見通しがたたないと認めたとき。
- 三 受注者若しくはその代理人又は使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないとき。
- 四 受注者が第8条に定める発注者の検査を拒否し、あるいは執行を妨げ、又は不正が発見されたとき。
- 五 不合格品に対し代品の納入を命じ、再び不合格品を納入したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- 二 この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 受注者が解約を申し出たとき。
- 八 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（受注者の解除権）

第22条 発注者の都合により、契約の解除を必要とするときは、受注者は、発注者に対し契約の全部又は一部を解除することができる。

2 契約の解除を申し込む場合は、文書をもってしなければならない。

（違約金）

第23条 発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第21条第一号から第七号までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。ただし、同条第六号による受注者の解約の申し出が、発注者の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。

（損害賠償）

第24条 受注者は、この契約が第22条第六号（発注者の責めに帰する事由による場合に限る。）又は第22条第1項により契約が解除された場合で、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により行われなければならない。

3 第1項に規定する損害賠償の額は、発注者、受注者協議して定める。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第25条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第

6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行なわれたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者に対して行なわれていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次項において同じ）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 1 0 分の 1 に相当する額のほか、契約額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 3 受注者が前 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2 . 5 % の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 4 受注者は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。
 - 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 26 条 契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当

該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(その他)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

第28条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。

単価表

No.	品 目	規 格	単価	税込単価
1	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-335YEL		
2	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-335CYN		
3	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-335BLK		
4	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-335MAG		
5	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-502BLK		
6	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-519		
7	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ CRG-502LBLKDRM		
8	事務用消耗品	キヤノン 廃トナーボックス WT-98B		
9	事務用消耗品	キヤノン インクタンク BCI-380XLPGB (JIT-C380BXL)		
10	事務用消耗品	キヤノン インクタンク BCI-381XLBK (JIT-C381BXL)		
11	事務用消耗品	キヤノン インクタンク BCI-381XLC (JIT-C381CXL)		
12	事務用消耗品	キヤノン インクタンク BCI-381XLM (JIT-C381MXL)		
13	事務用消耗品	キヤノン インクタンク BCI-381XLY (JIT-C381YXL)		
14	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-051		
15	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-054 BLK		
16	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-054 YEL		
17	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-054 MAG		
18	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-054 CYN		
19	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-326		
20	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ 508 II		
21	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-041		
22	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-067H BLK		
23	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-067H YEL		
24	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-067H MAG		
25	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-067H CYN		
26	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-059 YEL		
27	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-059 MAG		
28	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-059 CYN		
29	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-059 BLK		
30	事務用消耗品	キヤノン 回収トナーボックス WT-C1		
31	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-062VP		
32	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-057		
33	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-502YEL		
34	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-502CYN		
35	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ CRG-502MAG		
36	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ CRG-502LYLDRM		
37	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ CRG-502LCYNDRM		
38	事務用消耗品	キヤノン ドラムカートリッジ CRG-502LMAGDRM		
39	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ 059H ブラック大容量CRG-059HBLK		
40	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ 059H イエロー大容量CRG-059HYEL		
41	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ 059H シアン大容量CRG-059HCYN		
42	事務用消耗品	キヤノン トナーカートリッジ 059H マゼンタ大容量CRG-059HMAG		